

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第27条第1項
処 分 の 概 要 : 銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先） : 山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項（所持の禁止） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第10条第1項（運搬、携帯の制限） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第14条（登録） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第21条（所持の態様についての制限） ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第27条第1項
<p>処 分 基 準 :</p> <p>当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考 :